倫 理 規 定

岡山県小学生バレーボール連盟

1. 目的

この規程は、岡山県小学生バレーボール連盟全ての役員(以下「小連役員」という。)及び全てのチーム関係者が、その責務に反しスポーツ関係者としての倫理に照らして逸脱する行為により、他から疑惑や不信を招き批判を受ける事のないよう、あらかじめガイドラインとして禁止事項を示し、県内の小学生バレーボールの健全な普及、発展の為に注意を喚起することを目的とする。

2. 禁止事項

次に掲げる行為を禁止すると共にほう助する行為も禁止する。

- イ 体罰・暴力行為、セクシャルハラスメント、個人的な差別等人権尊重の精神に反す る行為などを行うこと。
- ロ 小連役員及び他のチーム関係者等への品位又は名誉を著しく傷つけること**や信頼を** 失墜させること。
- ハ 新規登録及び選手の中途移籍に関し、所要の手続きを経ずして勧誘、強要すること。
- ニ その他、スポーツマン精神に反する行為を行うこと。

3. 処分規定

2の禁止事項に違反した場合、**附則1により**役職等の除名あるいは永久若しくは一定期間の**停職、活動の停止**などの処分を行う。ただし、行為の事実が当事者の故意とは言えない場合や、軽微な場合は注意又は警告にとどめる。また、当事者を監督する立場にある者が連盟役員の場合には、附則2により処分する。

4. 処分の手続き

岡山県小学生バレーボール連盟会長は、2に掲げる禁止行為の報告等があった場合、倫理委員長に委員会の開催、及び調査を指示するものとする。

倫理委員長は、関係団体若しくは個人より事故(事案)発生報告書を徴するとともに調 査及び当事者から事情徴集を行い、倫理委員会で処分を決定する。なお、必要とする案件 は日小連と協議し、決定した事項については常任理事会及び理事会等に報告する。

5. 倫理委員会

委員長 理事長

副委員長 副理事長

委 員 各地区長、競技委員長、審判委員長、指導普及委員長

事務局 総務委員長

※委員長が必要と認めた時は随時委員を招集することができる。

6. 事故(事案) 発生報告書の受理

事故(事案)発生報告書は岡山県小学生バレーボール連盟会長に届いたことで受理とする。

7. その他

細則については必要に応じて別に定める。

8. この規定は平成18年4月1日から施行する。

平成24年3月25日一部改正

付則1 該当者等に対する制裁

- レベル1 口頭による厳重注意、日小連に氏名報告 (言葉による暴力、飲酒を伴う指導など)
- レベル2 文書による厳重注意、反省文の提出、レベル2以上は発生県名を公開。 (レベル1の繰り返し)
- レベル3 一定期間 (1年以内) の指導及びベンチ入り禁止。 (体罰・暴力行為、その他指導者として相応しくない行為)
- レベル4 指導及びベンチ入り禁止(1年以上)及び指導資格、役職等の剥奪。 大会、交流会時に起きた場合は、その大会の開催禁止。 都道府県役員の反省書提出。 (著しい体罰・暴力行為、レベル3の繰り返し)
- レベル 5 永久追放、チーム解散 (刑事・行政責任に関わるような体罰・暴力事件等)

附則2 連盟役員が所属するチームに不祥事があった場合の監督責任

- レベル1 ロ頭による厳重注意 (言葉による暴力、飲酒を伴う指導など)
- レベル2 文書による厳重注意・改善策の提出 (レベル1の繰り返し)
- レベル3 一定期間 (1年間) 連盟役員としての活動の禁止 (体罰・暴力行為、その他指導者として相応しくない行為)
- レベル4 連盟役員の役職の降格 (著しい体罰・暴力行為、レベル3の繰り返し)
- レベル 5 連盟役員の解雇 (刑事・行政責任に関わるような体罰・暴力事件等)
- ※レベル3以上の処分を行う時は、連盟規約第10条の規定により処分を行う。